



10月14日
東地申第26号

新宿運輸区における新 JINJRE の初期設定の

超勤未払い（不足分）を求める緊急申し入れ 提出！

8月16日新 JINJRE システムが稼働！しかし、その初期設定時間の取扱いは現場によってさまざま…。

登録中にエラーが発生するなどして**平均17分**かかっている！しかし！**新宿運輸区では「一律5分」「申請した実労働時間とは異なる時間で超勤処理！」**

超勤未払いが発生している!!!

労働基準監督署の見解は…

- 掲示で周知されている以上、業務指示となるので労働時間！
- 全社的に行われているのであれば、統一すべき！
- 不払い申告があれば、労基署として動かざるを得ない！
- 仕組みを変えるのであれば労働時間！
- 指示や命令は従わなくてはならないから労働時間となるのは当たり前！
- こんなことをしている会社は他にない！

おかしいのは、明らかにJR東日本の姿勢だ！

会社は過去の掲示でも「業務に関することでタブレットを操作することは労働時間」と説明していました。今回のシステム変更に伴う設定は、全社員対象であり、業務にも支障します。このような取り扱いは、サービス労働を助長させることにつながります。コンプライアンスが叫ばれている中で、私たちはJR東日本と社員を不幸にさせないために、以下の項目を申し入れました。

<申し入れ内容>

1. **新宿運輸区で発生している新 JINJRE の初期設定の超勤未払い（不足分）の社員に対して10月25日までに、速やかに不足分の賃金を支払うこと。**
2. **この交渉は10月21日までに開催すること。**

不幸な会社・不幸な社員をつくらないために、地本は断固たる決意で団体交渉に臨みます！